

第50号議案

文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成30年12月11日

提出者 文京区教育委員会
教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会規則第 号

文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「十五人」を「二十人」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区学校運営協議会規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一・二条 （省略）</p> <p>第三条 協議会の委員は三十三人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>一～六 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>第四～十七条 （省略）</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第一・二条 （省略）</p> <p>第三条 協議会の委員は三十三人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>一～六 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>第四～十七条 （省略）</p>

